

規制改革実施計画を踏まえた対応 （保育所における付加的保育・付加的 サービス）について

保育所における付加的サービスの円滑化に関する対応について

1. 経緯

- 令和6年10月11日の規制改革推進会議健康・医療・介護WGにおいて、「認可保育所における付加的サービスの円滑化」が議論され、規制改革推進に関する中間答申(令和6年12月25日規制改革推進会議決定)において以下の対応を行うこととされた。

(※)その後、規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)においても、中間答申と同内容を政府方針として決定した。

2. 令和6年度の対応

◎以下3点について事務連絡を发出

1. 保育所における付加的保育の実施について

→ **上乗せ徴収の対象となるいわゆる付加的保育について**、法令上の「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」の対象に、**体操、英語、リトミック等も含まれ得る**ことを周知。

2. 保育所における付加的サービスの実施について

→ **付加的サービスを実施する事業者と保護者の直接契約による保育所における付加的サービスの実施について**、

- ・ **保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容**であれば、保育所において実施可能であること
- ・ その際に、**市町村との協議は不要**であることを周知。

3. ここdeサーチに掲載された情報の更新について

→ ここdeサーチにおける保育所ごとの上乗せ徴収の有無・理由・金額を含めた入力内容の確認及び更新や、都道府県及び市町村における入力内容の確認を依頼。

3. 令和7年度の対応

◎規制改革実施計画を踏まえ、保育所に対し①～⑩の観点から、市町村に対し⑪⑫の観点から調査を行う。※実施済。調査結果は別紙1参照。

- ①実施される付加的サービスの内容(体操等、プログラムの内容を含む。)
- ②配置基準を満たした保育体制の確保
- ③児童の安全管理(事故発生時の責任の所在を含む。)
- ④保育の指導計画への位置付け
- ⑤実施時間(コアタイム内・外)
- ⑥保育所職員一人当たりの負担
- ⑦料金設定(保護者の経済的負担への配慮を含む。)
- ⑧付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由
- ⑨保護者への説明及び同意取得(説明及び同意取得の範囲及び方法を含む。)
- ⑩付加的サービスに参加しない児童への対応
- ⑪その他不適切な事由(一定期間において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく不利益処分(勧告、改善命令、事業停止命令又は施設認可の取消し)又は子ども・子育て支援法の規定に基づく不利益処分(勧告、命令又は確認の取消し)を受けていること等)の有無及び内容
- ⑫認可保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応(認めること、協議、行政指導等)の有無及び内容

◎ 調査結果も踏まえ、技術的助言として、「**認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化**」のための事務連絡を发出する。

付加的保育・付加的サービスについて (通知でお示しする予定の内容(詳細は別紙1・2参照))

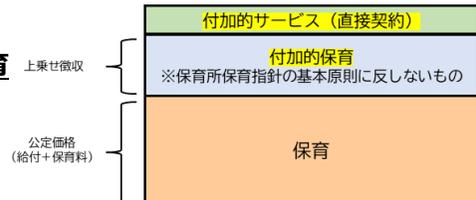
付加的保育・付加的サービスの定義

○付加的保育：

外部事業者の関与の下で通常の保育に加えて実施される、こども健全な心身の発達に資する特別保育活動であり、保育所と保護者間で契約し、上乗せ徴収で実施されるもの ※自治体の補助等により、上乗せ徴収が実施されないものを含む。

○付加的サービス：

保護者とサービス提供事業者が直接契約を結んで提供される、通常の保育とは別枠の追加的なサービス



付加的保育

○付加的保育の実施について

- ・付加的保育については、特定教育・保育の質の向上に特に必要と認められる対価として、**市町村との協議**を経て「**上乗せ徴収**」により**保育所の判断で実施可能**。
- ・保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の状況によらず、原則として、**対象となる児童に等しく参加の機会が保障される必要がある**。

○付加的保育を実施する場合の留意事項等について

- (1) **内容**：保育所保育指針の基本原則を逸脱しない範囲で、健全な心身の発達に資する内容。
- (2) **配置基準**：付加的保育に参加する児童を含め、**配置基準を満たした保育体制を確保し、保育士の目の届く場所で実施すること**。
- (3) **児童の安全管理**：**事故発生時の責任は原則として保育所にあるため**、児童の安全管理を徹底すること。**付加的保育に対応した安全計画を策定し、外部事業者との緊急的な対応が求められる場面での役割分担等について明確にすること**。
- (4) **保育の指導計画への位置付け**：保育所が提供する保育の一部として、ねらい、活動内容、保育士等の援助、配慮事項、家庭との連携等を検討した上で、**指導計画に位置付けること**。
- (5) **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならない頻度とし、**原則として保育時間内に実施すること**。
- (6) **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整等による職員への過度な負担を避けるよう配慮すること。
- (7) **費用徴収の有無及び料金設定**：**市町村との協議の上で上乗せ徴収は可能だが**、保護者の経済的負担を十分に考慮した上で検討すること。
- (8) **保護者の選択**：原則として全ての児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められるが、上乗せ徴収を行う場合は**保護者に選択の余地があるため、利用が必須であるかのような誤解を与えないこと**。利用を望まない保護者がいる場合は、付加的サービスの形態での実施を検討するなど、保育所が提供する保育に影響が出ないよう配慮すること。
- (9) **保護者への説明及び同意取得**：保育所は①園児募集時、②入園時、③上乗せ徴収の開始前の各段階において適切に対応すること。①ではここdeサーチ等を活用し周知し、②、③では実施内容、保育全体に位置付ける意義、実施場所、実施時間、事故時の責任の所在、費用、費用内訳、任意利用であること等を**書面を用いて説明し、同意を得ること**。
- (10) **不参加児童への対応**：(全ての児童の参加が原則だが、やむを得ない事情で)参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮し、参加する児童・しない児童のどちらに対しても当該保育所の全体的な計画に基づく保育が行われるよう、適切に対応すること。
- (11) **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は事前協議で上記(1)～(10)を確認し実施可否を検討すること。指導監査で(1)～(10)の状況を確認し、遵守されていない場合には速やかに行政指導を行うこと。

付加的サービス

○付加的サービスの実施について

- ・保護者とサービス提供事業者間の直接契約による付加的サービスの実施は法令上禁止されず、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、**保育所の判断で実施可能であり、市町村との協議は不要**。

○付加的サービスを実施する場合の留意事項等について

- (1) **内容**：保育所保育指針を踏まえた健全な心身の発達に資する内容。
- (2) **配置基準**：付加的サービス自体に**保育所の配置基準は直接適用されないが、保育所全体として必要な保育体制は継続して確保すること**。保育所として、事前にサービス提供事業者の実施体制については十分に確認すること。
- (3) **児童の安全管理**：**事故発生時の責任は原則としてサービス提供事業者にあるが**、書面等で明確にしておくことが望ましい。保育所もサービス提供事業者の安全管理体制を十分に確認すること。また、緊急的な対応が必要な場面における役割分担等について、外部事業者とあらかじめ相談しておくことは重要。特定の重大事故(死亡、意識不明、治療30日以上)の負傷等は市町村へ報告し、市町村は都道府県等へ報告すること。
- (4) **保育の指導計画への位置付け**：**指導計画に位置付ける必要はない**。
- (5) **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならないよう配慮し、**原則として標準的な保育時間外に実施すること**。
- (6) **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整など、職員に過度な負担とならないよう配慮すること。
- (7) **料金設定**：保護者に過度の経済的負担とならないよう配慮すること。
- (8) **保護者の選択**：**利用は任意**であり、必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること。
- (9) **保護者への説明及び同意取得**：契約主体であるサービス提供事業者だけでなく、**保育所としても実施体制等を明確にできるよう、実施内容、場所、時間、事故時の責任、費用、費用内訳、任意利用であること等について書面で説明することが重要**。
- (10) **不参加児童への対応**：**参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮する**など、参加する児童・しない児童のそれぞれに対し適切に対応すること。例えば、降園時間帯に実施する場合は、実施場所を分け、別々の活動を行う等の対応が考えられる。
- (11) **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は付加的サービスを提供する事業者についての直接の指導監督権限は有していないが、保育所に対しては有しているため、(1)～(10)が遵守されていない場合は保育所に対し速やかに行政指導を行うこと。

※幼児連携認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所についても、上記に準じた取扱いとすること。ただし、付加的保育における上乗せ徴収に当たっての市町村との事前協議は、特段の必要がないことに留意。

保育所における付加的保育及び付加的サービスに関する調査結果について（概要）
（案）

第1 調査結果の基本情報について

調査手法：アンケート調査

調査時期：令和7年11月27日(木)～12月12日(金)

調査対象：【保育施設票】全国の認可保育所

【市町村票】全国の市町村（特別区を含む。）

有効回答数：【保育施設票】5,512件

【市町村票】916件

第2 付加的保育に関する調査結果について

1 付加的保育の実施について（保育施設：n=5,512/市町村：n=916）

保育所における付加的保育について、付加的保育を実施していると回答した保育所は1,247か所（22.6%）、付加的保育を実施していないと回答した保育所は4,265か所（77.4%）であった。

また、管内の認可保育所における取扱い状況については、付加的保育を実施している保育所がある市町村が182市町村（19.9%）、実施を禁止はしていないものの、実施希望がない市町村が693市町村（75.7%）、実施を禁止している市町村が41市町村（4.5%）であった。

2 通知記載項目に関する調査結果について

(1) 実施される付加的保育の内容（保育施設：n=1,247）

保育所において、付加的保育として実施されている主なプログラムの種類については、最も多かったのは英語（英会話）で650件（52.1%）であり、次いで体操が489件（39.2%）、体育が214件（17.2%）、リトミックが196件（15.7%）となった。そのほか、水泳147件（11.8%）、サッカー125件（10.0%）、ダンス101件（8.1%）、絵画60件（4.8%）、造形55件（4.4%）、書道53件（4.3%）など、多様なプログラムが実施されていた。

実施されている付加的保育の種類 TOP10（n=1,247）

	回答数	割合
英語(英会話)	650	52.1%
体操	489	39.2%
体育	214	17.2%
リトミック	196	15.7%
水泳	147	11.8%
サッカー	125	10.0%
ダンス	101	8.1%
絵画	60	4.8%
造形	55	4.4%
書道	53	4.3%

(2) 配置基準を満たした保育体制の確保（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育の参加児童および不参加児童のいずれについても配置基準を満たしているか保育所へ尋ねたところ、「付加的保育に参加・不参加のいずれの子どもについても配置基準を満たしている（全員参加が原則の場合を含む）」と回答した保育所は1,158か所（92.9%）と9割以上を占めており、「参加の子どもについては配置基準を満たしていない（外部講師に任せている場合を含む）」とした保育所は84か所（6.7%）であった。

	回答数	割合
付加的保育に参加・不参加の子ども、どちらも配置基準を満たしている（全員参加が原則を含む。）	1,158	92.9%
参加の子どもについては満たしていない（外部講師に任せている、を含む。）	84	6.7%
その他・判別不可	5	0.4%

また、事前協議や監査等において保育所が配置基準を満たした保育体制の確保について、保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「参加・不参加の子ども双方の配置基準について確認・指導を行っている」と回答した市町村が56市町村（30.8%）、「不参加の子どもについては確認しているが参加の子どもについては未確認である」と回答した市町村が20市町村（11.0%）、「確認していない」と回答した市町村が106市町村（58.2%）であった。

	回答数	割合
参加・不参加の子ども、どちらの配置基準に関しても確認・指導をしている	56	30.8%
不参加の子どもについては確認し、参加の子どもについては未確認である（ただし、子どもの安全体制の確保については確認している）	20	11.0%
確認していない	106	58.2%

(3) 児童の安全管理（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育を実施する際の安全管理について、事前に実施している対応を保育所へ尋ねたところ、「付加的保育の実施に対応した安全計画を策定している」と回答した保育所は276か所（22.1%）であり、「施設と事業者にて責任の所在を文書で明確にしている」と回答した保育所が525か所（42.1%）と最も多く、次いで「特に行っていない」と回答した保育所が458か所（36.7%）であった。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定	276	22.1%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化	525	42.1%
特に行っていない	458	36.7%
その他	77	6.2%

また、事前協議や監査等において、付加的保育の実施に係る安全管理体制について保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「安全計画の策定について確認・指導をしている」と回答した市町村は15市町村（8.2%）、「施設と事業者にて事故時の責任の所在を文書で明確化していることについて確認・指導をしている」と回答した市町村は17市町村（9.3%）であり、「特に安全管理に関する確認・指導はしていない」と回答した市町村が144市町村（79.1%）と約8割を占めていた。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定について確認・指導をしている	15	8.2%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化について確認・指導をしている	17	9.3%
特に安全管理に関する確認・指導はしていない	144	79.1%
その他	10	5.5%

(4) 保育の指導計画への位置付け（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育を指導計画（年間指導計画・日案等）に位置付けているかを保育所へ尋ねたところ、「指導計画に位置付けている」と回答した保育所は 1,004 か所（80.5%）、「指導計画に位置付けていない」と回答した保育所は 243 か所（19.5%）であった。

	回答数	割合
指導計画に位置付けている	1,004	80.5%
指導計画に位置付けていない	243	19.5%

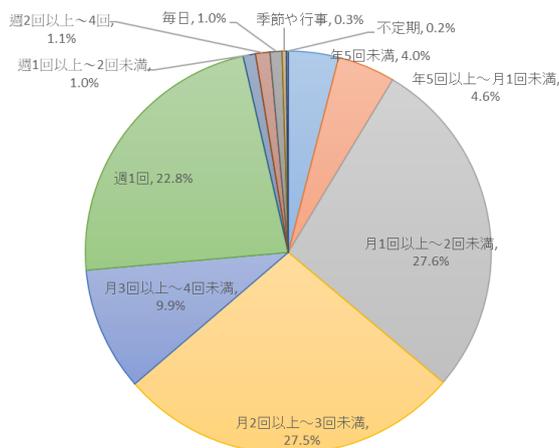
また、保育所が付加的保育を指導計画（年間指導計画・日案等）に位置付けるよう確認・指導しているかを市町村へ尋ねたところ、「指導計画への位置付けについて確認・指導している」と回答した市町村は 35 市町村（19.2%）、「指導計画への位置付けに関して確認・指導していない」と回答した市町村は 147 市町村（80.8%）であった。

	回答数	割合
指導計画への位置付けに関して確認・指導している	35	19.2%
指導計画への位置付けに関して確認・指導していない	147	80.8%

(5) 実施頻度、実施時間

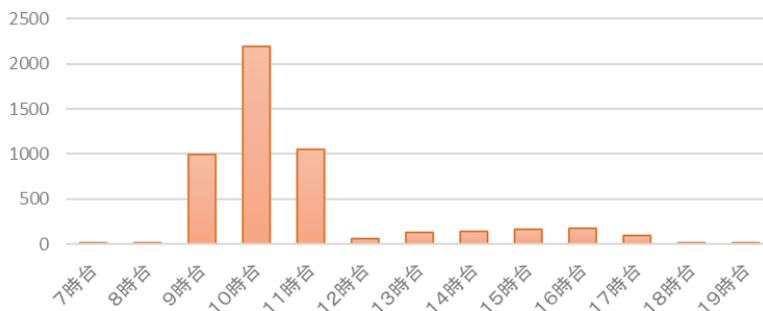
保育所における付加的保育の実施頻度に関する回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=2,628 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く

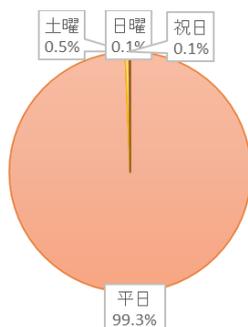


また、保育所における付加的保育の実施時間ならびの実施曜日に関する回答結果は以下のとおりであった。

保育施設：n=2,645 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



保育施設：n=2,658 / 付加的保育実施内容による・複数回答・誤回答を除く



(6) 保育所職員の負担 (保育施設：n=1,247)

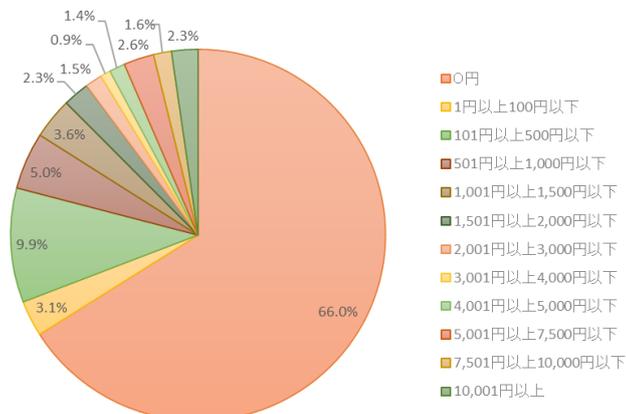
付加的保育の実施による業務負担の変化に関して保育所へ尋ねたところ、「増えた」と回答した保育所は 132 か所 (10.6%)、「減った」と回答した保育所は 282 か所 (22.6%) であり、「変わらない」と回答した保育所が 833 か所 (66.8%) と最も多く、全体の約 3分の2 を占めていた。

	回答数	割合
増えた	132	10.6%
減った	282	22.6%
変わらない	833	66.8%

(7) 費用徴収の有無及び料金設定 (保育施設：n=2,644/市町村：n=182)

1回あたりの付加的保育における保護者負担について保育所へ尋ねたところ、以下のとおりであった。

保育施設：n=2,644 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



また、保育所における付加的保育の料金について、何らかのルールを設けているかを市町村へ尋ねたところ、「料金ルールを設定している」と回答した市町村は 27 市町村 (14.8%) にとどまり、「料金ルールを設定していない」と回答した市町村が 155 市町村 (85.2%) であった。なお、主なルールの例としては、一律料金とすること、料金の上限を定めること、実費相当額以上の徴収を行わないこと、料金設定の根拠を明確に示すこと、保護者の経済的負担に配慮すること等が挙げられる。

	回答数	割合
料金ルールを設定している	27	14.8%
料金ルールを設定していない	155	85.2%

- (8) 付加的保育を利用するか否かに関する保護者の選択の自由（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

保護者が付加的保育を利用するか否かを自由に選択できる仕組みが整備されているかを保育所へ尋ねたところ、「参加について自由に選択できる仕組みがある」と回答した保育所は 404 か所 (32.4%) であり、「全員参加が条件である」と回答した保育所は 843 か所 (67.6%) であった。

	回答数	割合
参加について自由に選択できる仕組みがある	404	32.4%
全員参加が条件である	843	67.6%

また、保護者が付加的保育を利用するか否かを自由に選択できる仕組みが保育所に整備されているかについて、市町村における確認・指導状況を尋ねたところ、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導している」と回答した市町村は 44 市町村 (24.2%)、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない」と回答した市町村は 138 市町村 (75.8%) であった。

	回答数	割合
自由に選択できる仕組みについて確認・指導している	44	24.2%
自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない	138	75.8%

- (9) 保護者への説明及び同意取得

ア 保護者への説明（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育における保護者への説明方法ならびに説明事項について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法について	回答数	割合
口頭のみ	179	14.4%
文書（重要事項説明書）のみ	126	10.1%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	127	10.2%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	495	39.7%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	287	23.0%
特に説明を行っていない	33	2.6%

説明事項について	回答数 (複数回答)	割合
内容	1,168	93.7%
実施場所	620	49.7%
実施時間	230	18.4%
費用	949	76.1%
参加が自由であること	930	74.6%
事故発生時の責任の所在	258	20.7%
費用の内訳	359	28.8%
その他（持ち物や業者について、など）	63	5.1%

また、付加的保育に関する説明方法ならびに説明事項における指導について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法への指導について	回答数	割合
口頭のみ	1	0.5%
文書（重要事項説明書）のみ	17	9.3%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	5	2.7%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	40	22.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	9	4.9%
特に指導を行っていない	110	60.4%

説明事項への指導について	回答数 (複数回答)	割合
費用	34	23.1%
内容	31	21.1%
費用の内訳	22	15.0%
実施場所	18	12.2%
実施時間	17	11.6%
参加が自由であること	17	11.6%
事故発生時の責任の所在	12	8.2%
特に指導していない	110	74.8%

イ 保護者への同意（保育施設：n=1,247/市町村：n=182）

付加的保育における保護者への同意方法について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	424	34.0%
文書（重要事項説明書）のみ	219	17.6%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	135	10.8%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	305	24.5%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	164	13.2%

付加的保育に参加しない保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得しているかを保育所へ尋ねたところ、「同意を取得している」と回答した保育所は 688 か所 (55.2%)、「同意を取得していない」と回答した保育所は 559 か所 (44.8%) であった。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得している	688	55.2%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得していない	559	44.8%

また、付加的保育に関する同意方法について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	2	1.1%
文書（重要事項説明書）のみ	14	7.7%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	5	2.7%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	29	15.9%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	7	3.8%
特に指導していない	125	68.7%

付加的保育に参加しない保護者に対して、付加的保育の実施に関する同意を取得するよう保育所を指導しているか市町村へ尋ねたところ、「同意を取得するよう指導している」と回答した市町村は 23 市町村 (12.6%) である、「同意を取得するよう指導していない」と回答した市町村が 159 市町村 (87.4%) と約 9 割を占めていた。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導している	23	12.6%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導していない	159	87.4%

なお、付加的保育の参加人数に関するルールの有無について市町村へ尋ねたところ、「特に設けていない」と回答した市町村が 167 市町村 (91.8%) と最も多く、「全ての保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 11 市町村 (6.0%)、「半数以上の保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 0 市町村 (0.0%)、「特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している」と回答した市町村は 1 市町村 (0.5%) であった。

	回答数	割合
全ての保護者の同意を付加的保育実施の要件としている	11	6.0%
半数以上の保護者の同意を付加的保育実施の要件としている	0	0.0%
特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している	1	0.5%
特に設けていない	167	91.8%
その他（私立園に関しては把握していない、など）	3	1.6%

(10) 付加的保育に参加しない児童への対応

付加的保育を実施する際に、不参加のこどもへの配慮について保育所へ尋ねたところ、実施場所を分ける、見学のみさせる、保育士が寄り添う、天候が良ければ散歩に出かける等の対応を行っているとの回答があった。

また市町村に対して、不参加のこどもへの配慮に関して指導している内容を確認したところ、実施場所を分けること、代替的な活動内容を実施すること等が主な回答として挙げられた。

(11) その他不適切な事由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく不利益処分の対象となった事業所を理由とする等、過去、付加的保育の実施を認めない事由の有無について市町村へ尋ねたところ、調査結果からは確認されなかった。

(12) 保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応

付加的保育の実施に当たっての保育所への対応を市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数 (複数回答)	割合
事前協議の実施	36	19.8%
（事前協議を踏まえた）実施の承認	23	12.6%
（監査等における）実施状況の確認及び行政指導	28	15.4%
市民向けの情報提供・周知	18	9.9%
財政支援（保護者の負担への補助等）	7	3.8%
情報公表システム（ここdeサーチ等）への入力指導	14	7.7%
苦情・相談対応	20	11.0%
特に対応していない	111	61.0%

3 付加的保育の実施事例について

私立A認可保育所における実施事例は以下のとおりである。

〈付加的保育 基本情報〉

- ・実施内容：体育
- ・対象年齢：4, 5歳児（全員参加）
- ・実施時間：平日の9～10時台（1クラス1時間）
- ・実施頻度：月3回程度
- ・1回あたりの費用：300円程度（全額保護者負担/上乗せ徴収）

〈付加的保育 具体的な取り組み〉

- 入園時に、全保護者へ付加的保育の内容を口頭および重要事項説明書にて説明をおこなっている。
- 障害児や、ケガ・体調等で活動参加が難しいこどもには、見学や部分的な参加など柔軟な対応を行い、無理なく同じ空間で過ごせるようにしている。

- 活動はこどもの運動に精通した講師が担当しており、こどもの発達段階に応じてプログラム内容を調整している。なお、講師が合わない場合は、年単位ではあるものの事業者へ変更希望を出すことも可能である。
- プログラムは遊びやゲームを中心に構成されており、こどもたちが楽しく参加できる内容となっている。
- 付加的保育の実施中は保育士を配置し、活動中の安全確保や必要な声かけを行っている。また、トラブルや危険が生じた場合は、保育所が責任をもって対応する体制を整えている。

第3 付加的サービスに関する調査結果について

1 付加的サービスの実施について（保育施設：n=5,512/市町村：n=916）

保育所における付加的サービスについて、付加的サービスを実施していると回答した保育所は489か所（8.9%）、付加的サービスを実施していないと回答した保育所は5,023か所（91.1%）であった。

また、管内の認可保育所における取扱い状況については、付加的サービスを実施している保育所がある市町村が147市町村（16.0%）、実施を禁止はしていないものの、実施希望がない市町村が728市町村（79.5%）、実施を禁止している市町村が41市町村（4.5%）であった。

2 通知記載項目に関する調査結果について

(1) 実施される付加的サービスの内容（保育施設：n=489）

保育所において、付加的サービスとして実施されている主なプログラムの種類については、最も多かったのは英語（英会話）で203か所（40.9%）であった。次いで、体操が156か所（31.5%）、水泳が69か所（13.9%）、ピアノが51か所（10.3%）、体育が49か所（9.9%）であった。また、サッカー43か所（8.7%）、リトミック39か所（7.9%）、ダンス38か所（7.7%）、書道19か所（3.8%）、文字（硬筆）13か所（2.6%）など、多様な付加的サービスが実施されていた。

実施されている付加的サービスの種類 TOP10（n=489）

	回答数	割合
英語(英会話)	203	40.9%
体操	156	31.5%
水泳	69	13.9%
ピアノ	51	10.3%
体育	49	9.9%
サッカー	43	8.7%
リトミック	39	7.9%
ダンス	38	7.7%
書道	19	3.8%
文字(硬筆)	13	2.6%

(2) 配置基準を満たした保育体制の確保（保育施設：n=489/市町村：n=147）

参加児童および不参加児童のいずれについても配置基準を満たしているか保育所へ尋ねたところ、「付加的サービスに参加・不参加のいずれのこどもについても配置基準を満たしている」と回答した保育所は 329 か所 (67.3%) と約 3 分の 2 の回答が見られた一方で、「参加のこどもについては配置基準を満たしていない (外部講師に任せている場合を含む)」と回答した保育所は 156 か所 (31.9%) であった。

	回答数	割合
付加的サービスに参加・不参加のこども、どちらも配置基準を満たしている (全員参加が原則を含む。)	329	67.3%
参加のこどもについては満たしていない (外部講師に任せている、を含む。)	156	31.9%
判別不可	4	0.8%

また、事前協議や監査等において保育所が配置基準を満たした保育体制の確保について、保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「参加・不参加のこども双方の配置基準について確認・指導を行っている」が 21 市町村 (14.3%)、「不参加のこどもについては確認しているが参加のこどもについては未確認である」が 12 市町村 (8.2%)、「確認していない」が 114 市町村 (77.6%) であった。

	回答数	割合
参加・不参加のこども、どちらの配置基準に関しても確認・指導をしている	21	14.3%
不参加のこどもについては確認し、参加のこどもについては未確認である (ただし、こどもの安全体制の確保については確認している)	12	8.2%
確認していない	114	77.6%

(3) 児童の安全管理 (保育施設：n=489/市町村：n=147)

付加的サービスを実施する際の安全管理について、事前に実施している対応を保育所へ尋ねたところ、「付加的サービスの実施に対応した安全計画を策定している」と回答した保育所は 99 か所 (20.2%) であり、「施設と事業者にて責任の所在を文書で明確にしている」と回答した保育所が 222 か所 (45.4%) と最も多く、次いで「特に行っていない」と回答した保育所が 149 か所 (5.3%) であった。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定	99	20.2%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化	222	45.4%
特に行っていない	149	30.5%
その他	26	5.3%

また、事前協議や監査等において、付加的サービスの実施に係る安全管理体制について保育所に対し確認・指導を行っているかを市町村へ尋ねたところ、「安全計画の策定について確認・指導をしている」と回答した市町村は 5 市町村 (3.4%)、「施設と事業者にて事故時の責任の所在を文書で明確化していることについて確認・指導をしている」と回答した市町村は 9 市町村 (6.1%) であったが、「特に安全管理に関する確認・指導はしていない」と回答した市町村が 129 市町村 (87.8%) と約 9 割を占めていた。

	回答数 (複数回答)	割合
安全計画の策定について確認・指導をしている	5	3.4%
施設と事業者にて責任の所在を文書で明確化について確認・指導をしている	9	6.1%
特に安全管理に関する確認・指導はしていない	129	87.8%
その他	7	4.8%

(4) 保育の指導計画への位置付け (保育施設：n=489/市町村：n=147)

付加的サービスを指導計画（年間指導計画・日案等）に位置付けているかを保育所へ尋ねたところ、「指導計画に位置付けている」と回答した保育所は 254 か所（51.9%）、「指導計画に位置付けていない」と回答した保育所は 235 か所（48.1%）であった。

	回答数	割合
指導計画に位置付けている	254	51.9%
指導計画に位置付けていない	235	48.1%

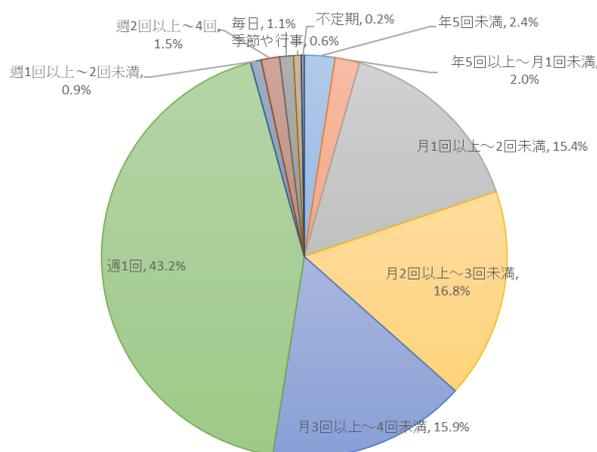
また、保育所が付加的サービスを指導計画（年間指導計画・日案等）に位置付けるよう確認・指導しているかを市町村へ尋ねたところ、「指導計画への位置付けについて確認・指導している」と回答した市町村は 12 市町村（8.2%）、「指導計画への位置付けに関して確認・指導していない」と回答した市町村は 135 市町村（91.8%）であった。

	回答数	割合
指導計画への位置付けに関して確認・指導している	12	8.2%
指導計画への位置付けに関して確認・指導していない	135	91.8%

(5) 実施頻度、実施時間

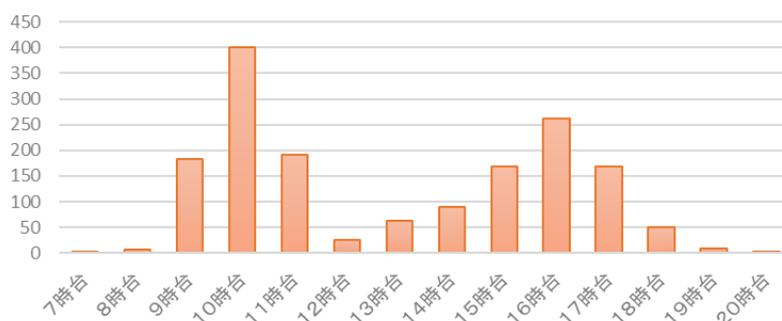
保育所における付加的サービスの実施頻度についての回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=819 / 付加的サービス実施内容による・誤回答を除く

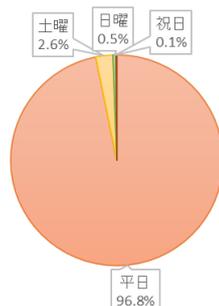


また、保育所における付加的サービスの実施時間ならびに実施曜日についての回答結果は、以下のとおりであった。

保育施設：n=831 / 付加的保育実施内容による誤回答を除く



保育施設：n=845 / 付加的保育実施内容による・複数回答・誤回答を除く



(6) 保育所職員の負担 (保育施設：n=489)

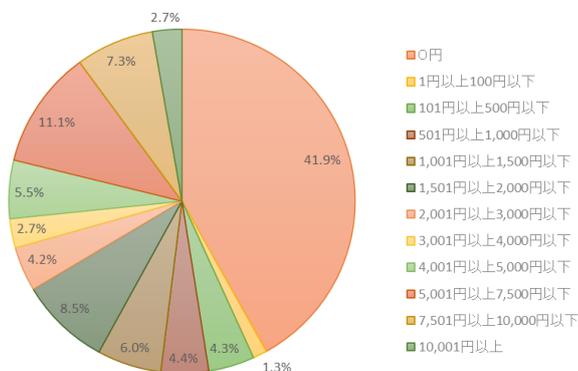
付加的サービスの実施による業務負担の変化に関して保育所へ尋ねたところ、「増えた」と回答した保育所は 59 か所 (12.1%)、「減った」と回答した保育所は 96 か所 (19.6%) であり、「変わらない」と回答した保育所が 334 か所 (68.3%) と最も多く、全体の約 3 分の 2 を占めていた。

	回答数	割合
増えた	59	12.1%
減った	96	19.6%
変わらない	334	68.3%

(7) 費用徴収の有無及び料金設定 (保育施設：n=489/市町村：n=147)

1 回あたりの付加的サービスにおける保護者負担について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

保育施設：n=831 / 付加的保育実施内容による・誤回答を除く



また、保育所における付加的サービスの料金について、何らかのルールを設け

ているかを市町村へ尋ねたところ、「料金ルールを設定している」と回答した市町村は 11 市町村 (7.5%) であり、「料金ルールを設定していない」と回答した市町村が 136 市町村 (92.5%) と 9 割以上を占めていた。なお、主なルールの例としては、一律料金とすること、園の営利目的とならない料金設定とすること、施設の目的外使用にならないよう光熱水費以上の費用を当該事業者から得ないこと等が挙げられる。

- (8) 付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由 (保育施設：n=489/市町村：n=147)

保護者が付加的サービスを利用するか否かを自由に選択できる仕組みが整備されているかを保育所へ尋ねたところ、「参加について自由に選択できる仕組みがある」と回答した保育所は 315 か所 (64.4%) であり、「全員参加が条件である」と回答した保育所は 174 か所 (35.6%) であった。

	回答数	割合
参加について自由に選択できる仕組みがある	315	64.4%
全員参加が条件である	174	35.6%

また、保護者が付加的サービスを利用するか否かを自由に選択できる仕組みが保育所に整備されているか確認・指導状況を市町村へ尋ねたところ、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導している」と回答した市町村は 24 市町村 (16.3%)、「自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない」と回答した市町村は 123 市町村 (83.7%) であった。

	回答数	割合
自由に選択できる仕組みについて確認・指導している	24	16.3%
自由に選択できる仕組みについて確認・指導していない	123	83.7%

- (9) 保護者への説明及び同意取得

ア 保護者への説明 (保育施設：n=489/市町村：n=147)

付加的サービスにおける保護者への説明方法ならびに説明事項について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法について	回答数	割合
口頭のみ	74	15.1%
文書 (重要事項説明書) のみ	37	7.6%
文書 (重要事項説明書以外の書面) のみ	81	16.6%
口頭及び重要事項説明書 (書面を提示しながら口頭でも説明)	127	26.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 (書面を提示しながら口頭でも説明)	133	27.2%
特に説明を行っていない	37	7.6%

説明事項について	回答数 (複数回答)	割合
内容	420	85.9%
実施場所	262	53.6%
実施時間	113	23.1%
費用	354	72.4%
参加が自由であること	348	71.2%
事故発生時の責任の所在	152	31.1%
費用の内訳	225	46.0%
その他 (業者がおこなっているため説明していない、など)	25	5.1%

また、付加的サービスに関する説明方法ならびに説明事項における指導について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

説明方法への指導について	回答数	割合
口頭のみ	1	0.7%
文書（重要事項説明書）のみ	4	2.7%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	3	2.0%
口頭及び重要事項説明書 (書面を提示しながら口頭でも説明)	22	15.0%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 (書面を提示しながら口頭でも説明)	5	3.4%
特に指導を行っていない	90	5.9%

説明事項への指導について	回答数 (複数回答)	割合
費用	34	23.1%
内容	31	21.1%
費用の内訳	22	15.0%
実施場所	18	12.2%
実施時間	17	11.6%
参加が自由であること	17	11.6%
事故発生時の責任の所在	12	8.2%
特に指導していない	110	74.8%

イ 保護者への同意（保育施設：n=489/市町村：n=147）

付加的サービスにおける保護者への同意方法について保育所へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	156	31.9%
文書（重要事項説明書）のみ	61	12.5%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	79	16.2%
口頭及び重要事項説明書 (書面を提示しながら口頭でも説明)	97	19.8%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 (書面を提示しながら口頭でも説明)	96	19.6%

付加的サービスに参加しない保護者に対して、付加的サービスの実施について同意を取得しているか保育所へ尋ねたところ、「同意を取得している」と回答した保育所は 268 か所 (54.8%)、「同意を取得していない」と回答した保育所は 221 か所 (45.2%) であった。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得している	268	54.8%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得していない	221	45.2%

また、付加的サービスに関する同意方法について市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数	割合
口頭のみ	1	0.7%
文書（重要事項説明書）のみ	8	5.4%
文書（重要事項説明書以外の書面）のみ	0	0.0%
口頭及び重要事項説明書 （書面を提示しながら口頭でも説明）	16	10.9%
口頭及び重要事項説明書以外の書面 （書面を提示しながら口頭でも説明）	5	3.4%
特に指導していない	117	79.6%

付加的サービスに参加しない保護者に対して、付加的サービスの実施について同意を取得するよう保育所を指導しているか市町村へ尋ねたところ、「同意を取得するよう指導している」と回答した市町村は 15 市町村 (10.2%) にとどまり、「同意を取得するよう指導していない」と回答した市町村が 132 市町村 (89.8%) と約 9 割を占めていた。

	回答数	割合
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導している	15	10.2%
不参加の保護者に対して、付加的保育の実施について同意を取得するよう指導していない	132	89.8%

なお、付加的サービスの参加人数に関するルールの有無について市町村へ尋ねたところ、「特に設けていない」と回答した市町村は 135 市町村 (91.8%) と最も多く、「全ての保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 5 市町村 (3.4%)、「半数以上の保護者の同意を要件としている」と回答した市町村は 0 市町村 (0.0%)、「特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している」と回答した市町村は 2 市町村 (1.4%) であった。

	回答数	割合
全ての保護者の同意を付加的サービス実施の要件としている	5	3.4%
半数以上の保護者の同意を付加的サービス実施の要件としている	0	0.0%
特に基準は設けていないが、不参加のこどもが少数とならないよう指導している	2	1.4%
特に設けていない	135	91.8%
その他（一日の利用定員を設けている、など）	5	3.4%

(10) 付加的サービスに参加しない児童への対応

付加的サービスを実施する際に、不参加のこどもへの配慮について保育所へ尋ねたところ、実施場所を分ける、実施していない異年齢のクラスに参加させる等の対応を行っているとの回答があった。

また市町村に対して、不参加のこどもへの配慮に関して指導している内容を尋ねたところ、実施場所を分けること等が主な回答として挙げられた。

(11) その他不適切な事由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく不利益処分の対象となった事業所を理由とする等、過去、付加的サービスの実施を認めない事由の有無について市町村へ尋ねたところ、調査結果からは確認されなかった。

(12) 保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応

付加的サービスの実施に当たっての保育所への対応を市町村へ尋ねたところ、回答結果は以下のとおりであった。

	回答数 (複数回答)	割合
事前協議の実施	21	14.3%
(事前協議を踏まえた) 実施の承認	10	6.8%
(監査等における) 実施状況の確認及び行政指導	9	6.1%
市民向けの情報提供・周知	10	6.8%
財政支援 (保護者の負担への補助等)	3	2.0%
情報公表システム (ここdeサーチ等) への入力指導	7	4.8%
苦情・相談対応	15	10.2%
特に対応していない	99	67.3%

3 付加的サービスの実施事例について

私立B認可保育所における実施事例は以下のとおりである。

〈付加的サービス 基本情報〉

- ・実施内容：英会話
- ・対象年齢：3, 4, 5歳児
- ・実施時間：平日の17時台（1時間程度）
- ・実施頻度：月2～3回
- ・1回あたりの費用：約1,950円（全額保護者負担）

※サービス提供事業者が保護者へ直接請求

〈付加的サービス 具体的な取り組み〉

○プログラム内容を含め、サービス提供事業者に一任しており、保育所としては運営内容に直接関与しない体制としている。

○付加的サービスは、参加しない児童とは別の部屋で実施しており、付加的サービスに参加しない児童の活動動線や保育の流れに干渉しないよう環境を分けて

別紙 1

いる。

○施設職員は付加的サービスに基本的には関与しないものの、同じフロア内で実施しているため、泣き声が聞こえるなど児童の様子に変化があった場合には、職員が状況確認に赴き、安全面に配慮した対応を行っている。

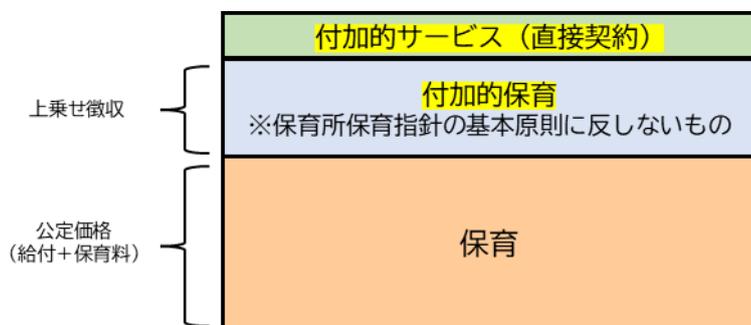
以上

保育所における付加的保育及び付加的サービスの実施の要件等について（案）

第1 付加的保育及び付加的サービスの定義について

「付加的保育」及び「付加的サービス」とは、次の定義とする。

- ・ 「付加的保育」とは、保育所において、外部事業者の関与の下で通常の保育に加えて実施される、こどもの健全な心身の発達に資する特別な保育活動であり、保育所と保護者間で契約し、上乗せ徴収で実施されるものとする。なお、自治体からの補助や保育所の負担等により保護者への追加徴収がないときであっても、外部事業者の関与の下で実施される場合は付加的保育とする。
- ・ 「付加的サービス」とは、保育所において、保護者とサービス提供事業者が直接契約を結んで提供される、通常の保育とは別枠の追加的なサービスとする。



第2 保育所における付加的保育の実施について

1 付加的保育の実施について

保育所における付加的な保育の実施については、その内容が体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等（以下「体操等」という。）であるかどうかにかかわらず、こどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、体操等に要する費用は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項（参考1）に規定する「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものであれば、子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）」（参考2）において例示している「公定価格上の基準を超えた教員の配置」や「平均的な水準を超えた施設整備」といった保育の環境（保育士等の人的環境及び施設等の物的環境）に関するものに限定されるものではなく、市町村との協議を経て、上乗せ徴収により保育所を運営する事業者の判断で実施可能であること。なお、付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の置かれた状況によらず、原則として、対象となる児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められる。

2 付加的保育を実施する場合の留意事項等について

保育所において付加的保育を実施する場合には、次の(1)から(11)までの事項に留意する必要があること。

なお、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所

内保育事業所において付加的保育を実施する場合については、これに準じた取扱いとすること。ただし、上乗せ徴収に当たっての市町村との事前協議については、特段の必要がないことに留意すること。

(1) 実施される付加的保育の内容

実施される付加的保育の内容については、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲（幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験をし、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること）で、児童の健全な心身の発達に資する内容であれば許容される。

保育所保育指針が示す基本原則を逸脱する内容として許容されない具体的な事例としては、個別的な到達・達成を指導目標として実施される読み書き指導や英語教室などの、いわゆる各種お稽古ごとに類する活動や、技能習得自体を目的とした運動指導、特別な訓練を前提とした表現活動など、個別・集団の形態によらず、特定の身体技能の修得を求める活動等が挙げられる。

(2) 配置基準を満たした保育体制の確保

付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、付加的保育に参加している児童も含めて配置基準を満たした保育体制を確保する必要がある。保育所に配置されている保育士の目の届く場所で実施すること。例えば、保育士の目の届かない場所で、外部講師による体操の指導を行うようなケースは適当ではない。

(3) 児童の安全管理

事故発生時の責任は、原則として保育所にあり、保育所として児童の安全管理を徹底する必要があること。

このため、付加的保育の実施に当たっては、当該付加的保育の実施に対応した安全計画を策定すること。例えば、付加的保育の実施に当たって、事故発生時の責任が原則として保育所にあることを前提とした上で、緊急的な対応が必要な場面における役割分担等について、付加的保育を実施する外部事業者とあらかじめ相談し、記載しておく等が考えられる。

(4) 保育の指導計画への位置付け

付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、保育の指導計画に位置付ける必要がある。付加的保育を実施するねらい、そこで予想されるこどもの活動や、それに応じた保育士等の援助・配慮すべき事項・家庭との連携等を考えた上で、保育所の実情に合わせて作成すること。

(5) 実施頻度、実施時間

付加的保育の実施頻度については、児童にとって過度に負担とならないよう配慮すること。

実施時間については、付加的保育が保育所が提供する保育の一部であることを踏まえ、保育時間内に実施することを原則とし、児童が負担なく参加できるよう配慮すること。

(6) 保育所職員の負担

付加的保育を実施するに当たっては、保護者への説明や事業者との調整等の追加業務が発生することが想定されることを踏まえ、保育所の職員に過度の負担とならないよう配慮すること。

(7) 費用徴収の有無及び料金設定

第2の1において記載のとおり、「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものについては、市町村と協議の上で、上乗せ徴収することは差し支えない。一方で、付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、保護者の経済状況を理由として児童が参加できないことは望ましくなく、費用徴収の有無及び料金設定については、保護者の経済的負担を十分に考慮した上で検討すること。

(8) 付加的保育を利用するか否かに関する保護者の選択

第2の1において記載のとおり、付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の置かれた状況によらず、原則として、対象となる児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められる。一方、上乗せ徴収を行う場合は、通常保育に加える内容について、保護者に付加的保育を利用するか否かに関する選択の余地があること。保育所として、保護者に対して付加的保育の利用が必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること。

なお、利用を望まない保護者がいる場合は、付加的サービスの形態での実施を検討することも考えられ、また、保育所が提供する保育に影響が出ないよう考慮の上実施すること。

(9) 保護者への説明及び同意取得

保育所は、①園児募集時、②入園時、③上乗せ徴収の開始前、の各段階において保護者への説明等について適切な対応が求められる。

まず、園選びの段階で、保育所における付加的保育の実施状況（特に上乗せ徴収の実施状況）について保護者が認識している状況が望ましい。このため、①園児募集時には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の規定に基づく情報公表を実施している「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」や保活連携基盤等を活用し、園児募集時に保護者が付加的保育の実施について把握できるよう、保育所ごとの上乗せ徴収の有無・理由・金額も含めた入力内容の確認及び更新を行う必要があるほか、園のホームページ等での案内等についても検討すること。

次に、②入園時において、保護者に説明を行い、同意を得る必要がある。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条に定めるとおり、上乗せ徴収に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項については、重要事項説明書（同条に規定する「重要事項を記した文書」をいう。以下同じ。）に記載し、保護者に交付した上で、同意を得ることとされているため、適切に対応すること。

最後に、③実際に上乗せ徴収を開始する前においても、保護者に説明を行い、

同意を得る必要がある。同令第 13 条に定めるとおり、上乗せ徴収に当たっては、あらかじめ、当該徴収する金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について保護者に明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、書面による同意を得なければならないこととされているため、適切に対応すること。

②入園時、③上乗せ徴収の開始前における保護者への説明・同意内容としては、付加的保育の内容、保育全体に位置付ける意義、実施場所、実施時間、事故時の責任の所在、費用とその内訳、利用は任意であること等であること。いずれも書面を用いて説明し、同意を得ること。利用を希望しない保護者に対しても、実施についての理解を得るよう努めること。

なお、利用を希望しない保護者に対しても、原則として対象となる児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められることから、付加的保育の趣旨及び必要性について理解を得るよう努めること。

(10) 付加的保育に参加しない児童への対応

第 2 の 1 において記載のとおり、付加的保育については、保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の置かれた状況によらず、原則として、対象となる児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められる。ただし、(8)で示したように、上乗せ徴収を行う場合は保護者に付加的保育を利用するか否かに関する選択の余地が生じるため、場合により、保護者の意向等のやむを得ない事情により活動に参加しない児童が出ることを考えらえる。こうした場合において、参加していない児童が疎外感や劣等感を抱いたりすることがないように配慮することはもとより、参加する児童と参加しない児童どちらに対しても当該保育所の全体的な計画に基づく保育が行われ、それぞれの児童が主体的に参加し、充実感や満足感を味わうことができるようにするなど、付加的保育に参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること。

(11) 保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応

市町村においては、保育所からの事前協議においては、(1)～(10)について確認し、実施の可否を検討すること。また、指導監査においては、(1)～(10)の状況を確認した上で、適切に遵守されていない場合には速やかに行政指導を行うこと。

第 3 保育所における付加的サービスの実施について

1 付加的サービスの実施について

付加的サービスを利用する児童の保護者と当該付加的サービスを提供する事業者との直接契約による付加的サービスの実施は法令上禁止されておらず、当該付加的サービスの内容が体操等であるかどうかにかかわらず、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、保育所を運営する事業者の判断で実施することは可能であり、かつ、市町村との協議により承認を得ることは不要であること。

2 付加的サービスを実施する場合の留意事項等について

保育所において付加的サービスを実施する場合には、次の(1)から(11)までの事項に

留意する必要があること。

なお、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所において付加的保育を実施する場合には、これに準じた取扱いとすること。

(1) 実施される付加的サービスの内容

実施される付加的サービスの内容については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条において、保育所は、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」とされており、保育所保育指針等に基づき、保育を提供することが原則であることから、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容とすること。

なお、個別的な到達・達成を指導目標として実施される読み書き指導や英語教室などの、いわゆる各種お稽古ごとに類する活動や、技能習得自体を目的とした運動指導、特別な訓練を前提とした表現活動など個別・集団の形態によらず、特定の身体技能の修得を求める活動等について一律に排除するものではないが、過度な身体的負荷を伴う運動、長時間にわたる机上学習や反復学習、長時間にわたるスクリーン視聴等の受動的なプログラム等こどもの健全な心身の発達に資する内容に反する内容は行わないこと。

※補助金等の交付を受けて整備された施設において、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容の付加的サービスを提供するのであれば、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で施設を一時的に使用する場合は、財産処分との関係において、施設の転用等の財産処分には該当せず承認手続は不要である。

(2) 配置基準を満たした保育体制の確保

付加的サービスについては、保育所が提供する保育とは異なり、事業者が保護者と直接契約の上で提供されるものであるため、保育所の配置基準が直接適用されるものではないこと。その上で、児童の降園前に付加的サービスを実施する場合には、付加的サービス中においても、保育所全体として必要な体制を継続して確保すること。

また、保育所として在園児の安全を確保する必要があること等に留意し、安全確保に必要な体制を確保できない事業者と契約することは適切ではないため、事前に実施体制については十分に確認すること。保育所としても、付加的サービスの実施に保育士も立ち会う等の対応を行うことが望ましい。

(3) 児童の安全管理

事故発生時の責任は、原則として付加的サービスを提供する事業者にあること。責任の所在については、事業者との間で事前に書面等で明確にしておくことが望ましい。特に、移動を伴う付加的サービスを実施する場合は、移動中に発生した事故についての責任の所在についても明確にしておくこと。

一方で、保育所として在園児の安全を確保する必要があること等に留意し、児童の安全管理が適切でない事業者とは契約することは適切ではないため、事前に事業所側の安全管理体制については十分に確認すること。保育所としても、実施

場所の安全性の確認等の対応が求められ、また、(2)に記載のとおり保育士の立ち合い等の対応が望ましい。

また、責任の所在にかかわらず、緊急的な対応が必要な場面における役割分担等について、付加的サービスを実施する事業者とあらかじめ相談しておくことは重要である。こうした内容について、保育所の安全計画に記載しておくことが望ましい。

なお、付加的サービスにおける事故については、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）及び治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、施設及び事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県及び消費者庁消費者安全課へ報告すること。また、都道府県はこども家庭庁保育政策課へ報告を行うこと。

(4) 保育の指導計画への位置付け

付加的サービスについては、保育所の提供する保育とは別のサービスであることから、保育の指導計画に位置付ける必要はない。

(5) 実施頻度、実施時間

付加的サービスの実施頻度については、児童にとって過度に負担とならないよう配慮すること。

実施時間については、児童福祉法第 39 条において、保育所は、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」とされており、保育所保育指針等に基づき、保育を提供することが原則であることから、標準的な保育時間外において実施することが原則である。降園の時間帯のように全ての在園児が揃って保育を受けない時間帯や、休日において実施することが望ましい。

(6) 保育所職員の負担

付加的サービスを実施するに当たっては、保護者への説明や事業者との調整等の追加業務が発生することが想定されることを踏まえ、保育所の職員に過度の負担とならないよう配慮すること。

(7) 料金設定

付加的サービスの料金設定については、保護者に対して過度の経済的負担とならないよう配慮すること。

(8) 付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択

保護者に付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があること。保育所として、保護者に対して付加的サービスの利用が必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること。

(9) 保護者への説明及び同意取得

付加的サービスの実施に当たっては、契約主体である事業者からの説明だけでなく、保育所としても実施体制等を明確にできるように、保護者に対し、その内容、実施場所、実施時間、事故時の責任の所在、費用とその内訳、利用は任意である

こと等について書面を用いて説明することが重要である。また、利用を希望しない保護者に対しても、同一施設内において当該サービスが実施される場合があることについての理解を得ることが望ましい。

(10) 付加的サービスに参加しない児童への対応

参加しない児童が疎外感や劣等感を抱くことがないように配慮するなど、付加的サービスに参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること。例えば、参加しない児童が保育所にいる時間帯に実施する場合（降園時間帯等）は、付加的サービスに参加する児童と参加しない児童で実施場所を分け、それぞれ別々に活動する等の対応が考えられる。

(11) 保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応

市町村においては、付加的サービスを提供する事業者についての直接の指導監督権限は有していない一方で、保育所に対しては指導監督権限を有していることから、指導監査においては(1)～(10)に関する保育所の対応状況を確認した上で、適切に遵守されていない場合には保育所に対し速やかに行政指導を行うこと。

第4 延長保育事業における取扱いについて

延長保育事業においては、第2の2の(1)に記載する内容の範囲において、付加的保育を実施することは差し支えない。その際、第2を参考としつつ、実施主体である市町村が認める範囲内で実施すること。

延長保育時間帯において付加的サービスを実施することは可能だが、延長保育利用児童が付加的サービスを利用する場合は、延長保育事業の国庫補助金の算定において、当該付加的サービス利用時間を延長保育利用時間から除くこと。

以上